

令和8年度小金井市学校給食代替弁当補助金のお知らせ

小金井市では、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の提供を受けることができない小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として保護者が弁当対応する経費を補助します。対象となる方は、事前に連絡が必要な場合がありますので、以下内容をご確認ください。

1 対象者

以下の全てに当てはまる保護者の方が対象となります。

- (1) お子様が、補助対象期間に小金井市立小・中学校に在籍していること。
- (2) お子様が「食物アレルギー」「医師の診断を受けた疾患」「宗教上の理由」のいずれかの理由により、一つの学期を通じて、やむを得ず給食の提供を一切受けず、お弁当等を学校へ持参して喫食していること。

2 補助金額

補助金額は、「補助対象期間中に学校へ弁当等を持参して喫食した回数×1食単価」です。

区分		1食単価（学校給食費と同額） <small>注）年度途中で学校給食費が変更された場合は、その額に変更されます。</small>
小学校	低学年	315円
	中学年	337円
	高学年	360円
中学校		408円

3 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 申請受付期間

始業式 ～ 令和8年4月17日（金）に学校へご提出ください。

※ 年度途中で申請する場合は、以下の期限までに申請してください。

2学期分から：令和8年9月18日（金）

3学期分から：令和9年1月20日（水）

5 申請の手続き

- (1) 申請書は、学校又は市のホームページから入手してください。

※ 対象となる見込みの児童生徒の保護者へは、学校から申請書をお渡しします。

- (2) 申請受付期間内に学校へ以下の全ての書類を提出してください。

- ① 記入済み申請書
- ② 添付書類

(学校生活管理指導表写し、医師の診断書、宗教上理由による申出書など、いずれか理由の分かるものを添付)

- ③ 振込口座の口座情報が分かるものの写し

6 交付決定・支払いまでの流れ

- (1) 申請受付後、交付決定通知書を送付します。
- (2) 各学期終了後に、お子様が学校で弁当等を喫食した回数を確認し、補助金確定通知書を送付します。
- (3) 補助金額が確定した後、指定口座へお振込みします。

対象学期	支払時期
1学期(4～7月)分	9月
2学期(8～12月)分	2月
3学期(1～3月)分	4月

7 よくあるご質問

- (1) 添付書類にある「学校生活管理指導表写し」とは何ですか。
⇒学校に保管されている書類です。アレルギーのある児童生徒は、入学時に学校へ提出していると思いますので、学校へ相談して添付書類として提出してください。
- (2) アレルギーのため、給食と弁当を併用している場合や、一品だけ持参している場合は、補助金対象となりますか。
⇒申し訳ありませんが、対象とはなりません。この補助金は一つの学期を通じて、やむを得ず一切給食の提供を受けることができない場合のみを対象としています。ただし、学校給食は無償で提供を受けることができます。
- (3) 年度の途中で給食提供をやめて、補助金を申請することはできますか。
⇒対象要件を満たしている場合は、学期ごとに申請することは可能です。ただし、事前に学校へ給食停止を申し出る必要がありますので、事前に学校栄養教諭・栄養士へご相談ください。

8 その他

この補助金の申請を考えている方は、申請学期の給食開始日の前日までに、学校栄養士・栄養教諭へご相談ください。ただし、既に給食を停止する旨を学校へ連絡している場合や前年度も同じ学校でこの補助金を受けている場合は、不要です。

9 連絡先・問合せ先

小金井市教育委員会 学校教育部 学務課 保健給食係

電話 042-387-9874 (土日祝日を除く 8:30～17:00)